

公 表 第 9 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成21年12月25日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課 等 内 訳	期 間
田主丸総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成21年10月13日 ～11月30日
北野総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成21年10月13日 ～11月30日
城島総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成21年10月13日 ～11月30日
三瀨総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成21年10月13日 ～11月30日
教 育 部	教育委員会事務局 総務、施設整備課、学校教育課、学務課、 学校保健課、荒木学校給食共同調理場、 田主丸学校給食共同調理場、人権・同和教育室、 青少年育成課、教育センター、田主丸事務所、 北野事務所、城島事務所、三瀨事務所、 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 御井小学校、草野小学校、城島小学校、青木小学校、 下田小学校、三瀨小学校、屏水中学校 市立養護学校 久留米養護学校	平成21年10月23日 ～11月30日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成21年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔田主丸総合支所〕

- 1 運営審議会について、今年度の開催予定を1回としているものがあるが、様々な課題が山積していると思われるので、運営審議会を積極的に活用し、活性化を図られたい。
- 2 一般研修及び海外研修事業に対し補助金を交付しているが、補助限度額はあるものの、年度により参加者人数が異なるため、総予算額に対して一人当たりの補助額に大きなばらつきが生じており、不公平な状況となっている。年度によって極端な差が出ないように、基準の見直しを検討されたい。

〔北野総合支所〕

- 1 北野複合施設が平成22年4月からオープンし、各種の事業がスタートするが、施設を作ることが目的ではなく手段であるので、一人でも多くの市民の利用につながる事業計画の作成や、詳細な目標を定めて事業を推進する必要がある。そのためには、健康福祉部と協議を行い、施設のPRや利用者の意見を把握するためのアンケート調査を大いに活用し、利用率向上のための手立てに対して積極的に取り組まれたい。
- 2 公の施設について、敷地の一部を借地として使用しているが、公的施設は公有地に建設すべきであり、粘り強く地権者との買収交渉に取り組まれたい。

〔城島総合支所・三瀬総合支所〕

補助金や負担金等によって運営されている任意団体の事務局を各課で担当しているもののうち、一部の任意団体の決算において、事業費の約半分が繰越金として生じているものや、前年度の繰越金と比べ多額の繰越金を生じているものがあるので、精算をするか、事業の充実を図るか、あるいは補助率（額）のあり方を見直す等、適正な水準となるよう必要な措置を講じられたい。

〔城島総合支所〕

- 1 入札事務において職員の不手際による問題を生じた事案に対しては、その後様々な機会を通じて職員の意識啓発や職務能力向上に相当の努力が払われているものと思われる。
しかし、時間が経過するにつれて記憶も薄れ、人事異動で担当者も変わり、また制度の改正も行われることがあるので、継続的で定期的な職場研修等を通じ、職務能力の更なる充実へ向けた努力を重ねられたい。
- 2 特定公共賃貸住宅については、入居率の改善に向けて様々な努力がなされているが、入居者が5割を切っている状況は非常に大きな問題といえる。不人気の最大の理由は家賃価格と思われるが、その他の要因も含めてその解消のため、地域特性を十分考慮しながら具体的な方策をあらゆる角度から検討し、入居率のアップのために努められたい。

〔三瀨総合支所〕

- 1 私立保育園に対し、市有財産（土地）を貸し付けているものについて、市財産規則に基づき有償で貸し付けている旧市との間で不公平が生じていることから、前年度においても解決に向けて努力されるよう促したところであるが、その後1年の間あまり進展がないようである。

この課題は、時間がかかるほど解決が困難になり、解決までに相当の時間と労力を要することから、できるだけ早期に解決に向けた取り組みを始められるように強く望むものである。

- 2 みづま総合体育館については、本年4月に開館し約半年が経過したが、各室の利用率及び利用者数しか把握されていない。第一に行うべきことは、多角的なデータの収集・分析による詳細な利用状況の把握であり、それを一定期間の経過後に総括し、利用増進の戦略（計画）の策定に役立てるよう努められたい。

〔教育部〕

- 1 学校用地として使用している借地に関しては、財産に関する大きな問題であり、時間を要するものもあると思われるので、引き続き地権者に対するいろいろな対応（買収や返却等の協議）に努力されたい。なお、結果的に協議が整わない場合でも、これまでの経過が引き継がれるよう、工程表等も含めた交渉の記録を確実に残しておくこと。

また、敷地内に存在する宅地以外の地目変更等についても、目標を定め、着実にその解消を図ること。

- 2 学校図書室の児童図書充実のため、保護者から現金を徴収している学校が見受けられるが、公費で負担すべき経費を保護者に求めることについては、以前から解消を図ってきた経緯がある。合併町とは言え5年も経過しようとしている中で、取扱方針が徹底していないことは、市教委としての指導が不足していると言わざるを得ないので、学校長や学校事務職員などの研修を通じて周知徹底を図られたい。

- 3 市の附属機関である審議会について、平成15年3月に答申を受けて以降、6年以上にわたり開催された形跡が見られないものがあるので、附属機関としての役割が終了したのであれば、廃止するなど必要な措置を講ずること。

- 4 前回監査において、学校給食費の収支残金について、管理の基準を示す必要があると指摘したことに対し、基金を設けて管理を行うよう学校に指導はなされているが、基準の整理は検討中となっている。旧町において収支残金は管理しているものの基金残高としての報告がなされていない学校も見受けられたので、残高報告など全市で統一的な取扱いがなされるよう指導されるとともに、早急に全市的な一定の基準を作成し、適正な金銭管理が実施されるよう指導に努められたい。

- 5 健康増進特別事業（宿泊を伴う校外活動）は、小学校5年生及び中学校1年生時に全市的に実施されている事業であるが、2つの中学校で少なくとも2年連続実施されていない。

同じ久留米市立の中学生として、参加できる機会が与えられているにもかかわらず参加できないことは、不平等・不公平になっていると言わざるを得ないので、なぜ実施できないのかしっかりとしたフォローを行い、実施できるよう指導されたい。

財務監査

〔現金取扱事務〕

- 1 領収簿の未使用分に前もって出納員の認印が押印されているものがある。 (教育部)
- 2 現金を収納する際に、会計職員が誤って出納員用収納印を使用したものや、領収印を押していないものがある。 (三瀨総合支所)

〔臨時職員賃金支給事務〕

- 1 臨時的任用職員の賃金について、勤務日数や遅刻・早退の時間数を誤って算定したことにより、支払額を誤っているものがある。《追給・戻入済》 (田主丸総合支所・北野総合支所・教育部)
- 2 臨時的任用職員の更新辞令が、任用日から約1か月経過しても交付されていないものがある。《交付済》 (教育部)
- 3 臨時的任用職員の辞令書作成が遅れていたため、正当な権限がない者が別途に辞令書を作成して交付しているものがある。 (教育部)

〔旅費等支給事務〕

- 1 宿泊を伴う研修会等に参加した後、復命書が作成されていないものがある。 (教育部)
- 2 旅費について、日当の算定を誤り、規定よりも少なく支給しているものがある。《追給済》 (北野総合支所・教育部)

〔契約事務〕

- 1 入札保証金や契約保証金を免除する際に、起案文書上に各保証金の免除理由及び適用条項が明記されないまま、保証金を免除しているものがある。
(田主丸総合支所・北野総合支所・城島総合支所・三瀨総合支所・教育部)
- 2 委託契約書や請書に業務内容を明記した仕様書が添付されていないものや、仕様書の記載内容が不十分なものがある。
(田主丸総合支所・城島総合支所・教育部)

〔補助金等交付事務〕

補助を行う公益性や適正性等を明らかにするための根拠が明示されないまま、補助金交付の決裁が行われているものがある。
(田主丸総合支所)

〔財産管理事務〕

許可条件に反する状態で申請者による使用が続けられている行政財産(水路)があるので、法定外公共物管理条例の施行に合わせ、管理上の支障や不当占有状態の速やかな解消に向けた対応策を検討されたい。
(田主丸総合支所)